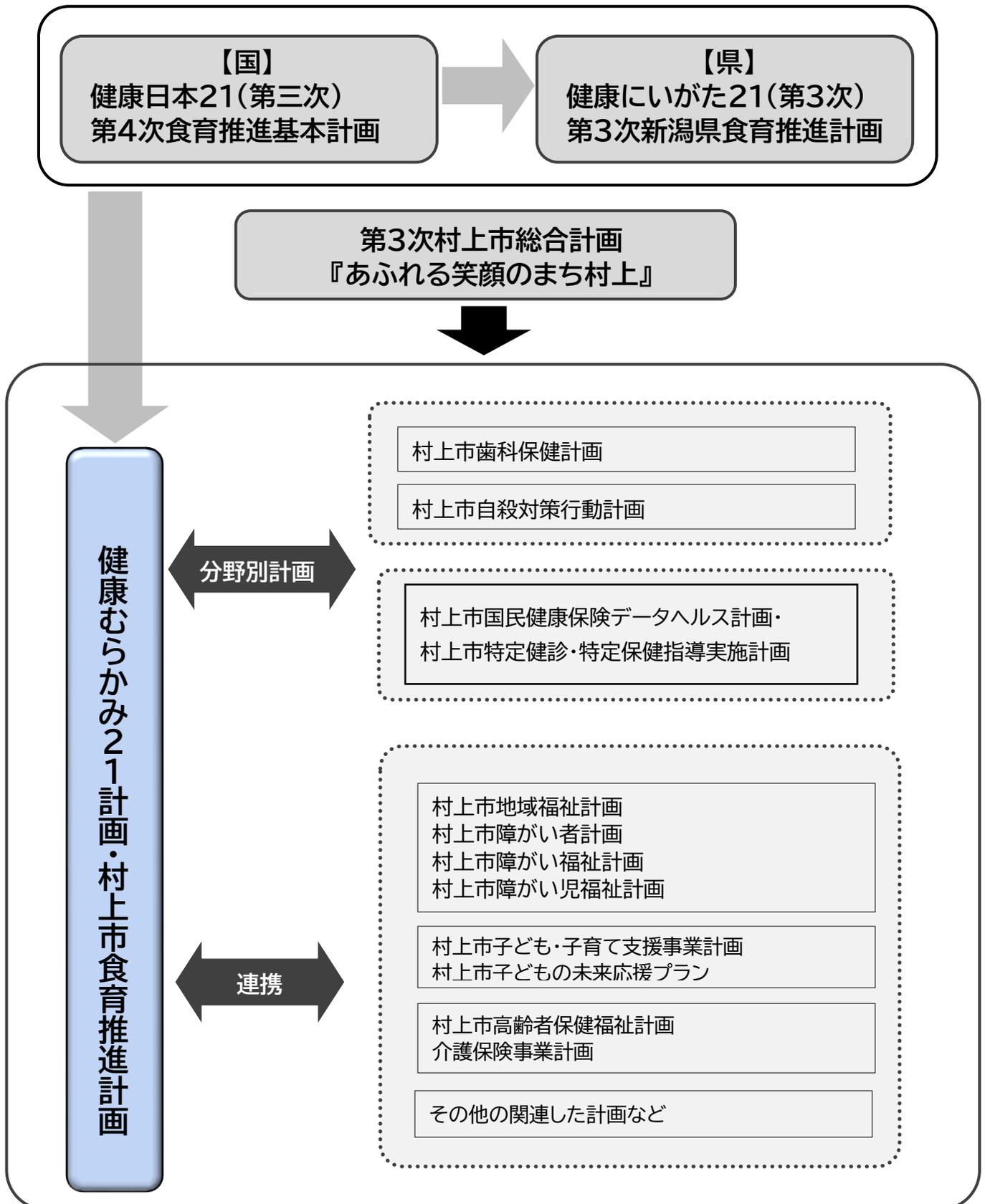


健康むらかみ21(第3次)骨子案について

1 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画であり、上位計画である第3次村上市総合計画と共に、本市が目指す健康づくり活動や食育推進の基本的な方向性を示すものです。

また、国や県の基本的視点を参考に、関連する各計画との整合性を図りながら、一体的かつ総合的な対策を推進する計画です。



2 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度の12年間です。

なお、期間の中間年度に当たる令和11（2029）年度において、それまでの6年間の状況変化を踏まえ、社会情勢の変化や新たな健康づくりの施策に柔軟に対応するため、中間評価を行い、計画を改定します。

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
村 上 市	健康むらかみ2 1計画・村上市食育推進計画（第3次）（令和6年度～令和17年度）											
						中間 評価						次期 計画 策定
	村上市歯科保健計画（第3次）（令和6年度～令和17年度）											
国	健康日本2 1（第3次）（令和6年度～令和17年度）											
			ベース ライン 値策定						目 標 年 度	最 終 評 価		
	次期計画						第4次食育推進計画 （令和3年度～令和7年度）					
新 潟 県	次期計画						健康にいがた2 1（第3次） （令和3年度～令和6年度）					
	次期計画						第3次新潟県食育推進計画 （令和3年度～令和6年度）					
	次期計画						新潟県歯科保健医療課計画（第4次） （令和3年度～令和6年度）					

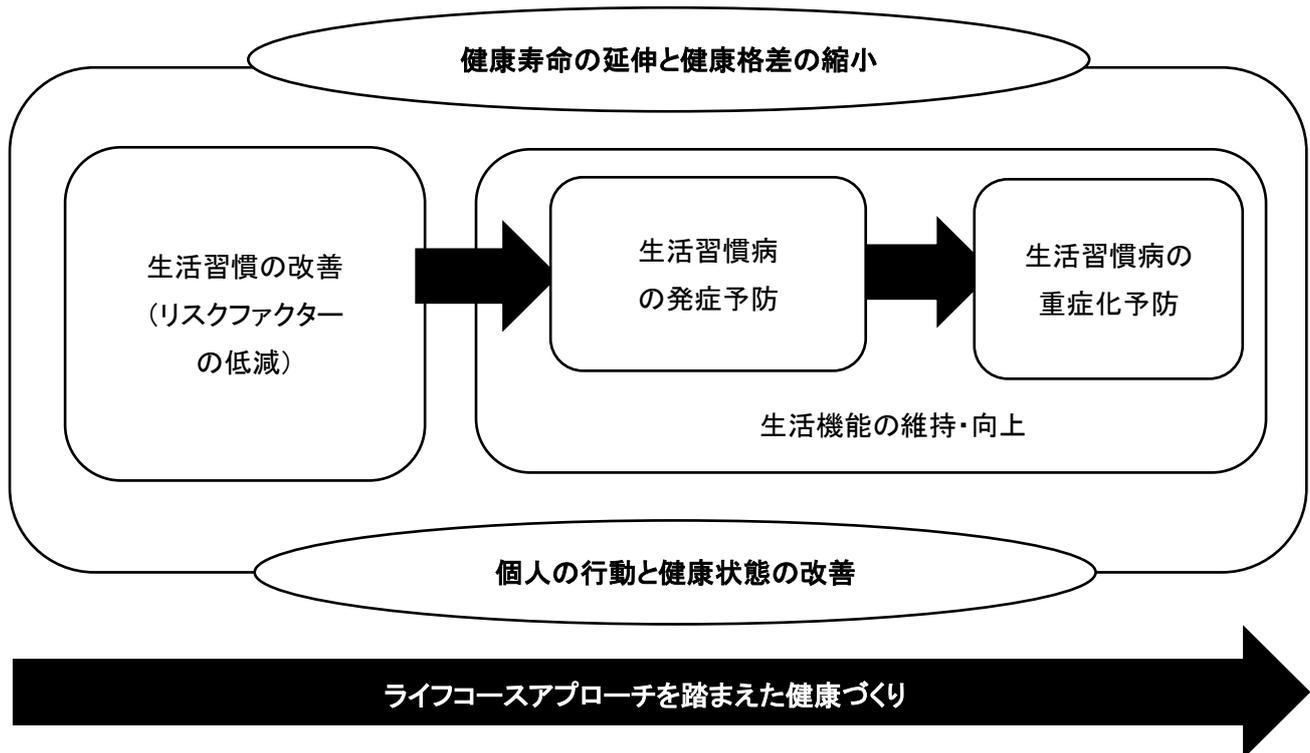
3 計画の基本理念

本市では、第3次村上市総合計画におけるまちづくりの基本目標1として、「子育てと健康のまち」を掲げています。その実現のために、健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画(第2次)に引き続き、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、以下の取組分野・領域について、家庭や地域、関係機関が連携して健康づくりに取り組みます。

健康むらかみ21における取組分野・領域	
生活習慣の改善	栄養・食生活
	身体活動・運動
	休養・睡眠
	飲酒
	喫煙
	歯・口腔の健康
生活習慣病の発症予防/重症化予防	がん
	循環器病
	糖尿病
	COPD
生活機能の維持・向上	

4 計画の基本方針

市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、本市のこれまでの取組を踏まえ、引き続き、健康づくりに係る基本方針を「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」とします。「個人の行動と健康状態の改善」を基本として、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防、重症化予防により、生活機能の維持・向上を図るほか、ライフコースを踏まえた健康づくりを推進します。



5 計画骨子(案)

<p>第1編 計画の策定に当たって</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p>
<p>第2編 健康づくりの推進「健康むらかみ21計画」</p> <p>第1章めざす健康づくりの方針</p> <p>計画の基本理念</p> <p>計画の基本方針</p> <p>第2章 重点分野別の健康づくり</p> <p>生活習慣病予防</p> <p>栄養・食生活</p> <p>身体活動・運動</p> <p>たばこと健康</p> <p>飲酒</p> <p>休養・こころの健康</p> <p>歯・口腔の健康</p> <p>第3章 生涯を通じた健康づくり生活習慣病予防</p>
<p>第3編食育の推進「食育推進計画」</p> <p>第1章 食育推進体制・計画の基本理念</p> <p>第2章 取組の方向性と取り組むべき施策</p> <p>ライフステージごとの健康づくり</p> <p>村上の食の理解と継承</p> <p>食の安全安心</p> <p>食を通じたコミュニケーション</p>
<p>第4編 計画の推進と進捗管理</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>2 計画の進捗管理と評価</p> <p>3 評価指標</p>
<p>資料編</p> <p>統計資料／健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画（第2次）最終評価／村上市健康づくり推進対策委員名簿／用語解説 等</p>